

公文書管理委員会
第53回議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

第53回 公文書管理委員会 議事次第

日 時：平成29年 2月21日（火） 10:30～11:45

場 所：中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

- 1 開 会
- 2 委員長互選
- 3 委員長代理指名
- 4 公文書管理法施行5年後見直しへの対応について
- 5 平成27年度における公文書等の管理等の状況について
- 6 「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議ワーキンググループ」
報告書（案）について
- 7 国立公文書館等の利用等規則案の諮問について
- 8 閉 会

○田中審議官 定刻でございますので、委員会を始めさせていただこうと思います。

本日は大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。委員の定足数を満たしておりますので、ただいまから第53回「公文書管理委員会」を開催いたします。所要1時間程度を見込んでおります。よろしく願いいたします。

本日は、井上由里子委員、井上寿一委員、城山委員が御欠席です。また、本日は松本副大臣が途中から出席する予定でございます。

それでは、議題2「委員長互選」に移ります。

委員会令第4条の規定により、委員長は委員の互選により選出することとされております。自薦、他薦を問いません。委員の皆様から御提案をお願いいたします。

保坂委員、どうぞ。

○保坂委員 前回の任期の公文書管理委員会においては、公文書管理法施行後の見直しを中心に、さまざまな検討が行われてまいりました。今回の任期に関しては、それを引き継いで、5年後見直しの対応に沿って細部を固め、実施できるようにしていく。そのような重大な課題があるものと認識しております。そのような観点から、引き続き、宇賀克也先生に委員長をお願いしたいと考えます。どうぞよろしく御検討をお願いいたします。

○田中審議官 宇賀委員を委員長に推薦するという御意見がございました。ほかに御推薦はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、宇賀委員に委員長をお願いしたいと考えます。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中審議官 御異議はないようでございますので、宇賀委員に委員長を務めていただきたいと思っております。

ここからの議事進行は宇賀委員長をお願いいたします。委員長席への移動をお願いいたします。

(宇賀委員、委員長席へ移動)

○宇賀委員長 ただいま委員長に選出されました宇賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。議題3の「委員長代理指名」に移ります。

委員会令第4条の規定に従いまして、委員長代理の指名を行います。私としては、三宅委員をお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、三宅委員に委員長代理をお願いすることといたします。

次に移ります。本来であれば、ここで議題4の「公文書管理法施行5年後見直しへの対応について」を御議論いただくところでございますけれども、途中から御出席される松本

副大臣が、ぜひ皆様の御議論をお聞きしたいとおっしゃっていることもあり、後半に御議論いただくこととして、先に議題の7「国立公文書館等の利用等規則案の諮問について」、事務局より説明をお願いします。

○畠山課長 おはようございます。

公文書管理課長の畠山でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、委員長のお話のとおり、順番変更となりまして大変恐縮でございますけれども、資料5をごらんいただければと思います。主に資料5、2枚紙が最初についておりますけれども、それに沿って御説明させていただきたいと思ひます。

公文書管理法、公文書管理法施行令におきましては、国立公文書館に類する機能を持つ独立行政法人、国立大学法人等の施設につきまして「国立公文書館等」として内閣総理大臣が指定し得ることになっております。

その際、当該施設の長は、利用等規則について内閣総理大臣に協議するというようになっておりまして、内閣総理大臣はその同意を行うに当たり、公文書管理委員会、当委員会に諮問しなければならないとされているところでございます。今回はその規定に基づきまして、2つの国立大学法人、北海道大学及び筑波大学、北海道大学につきましては「国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室」、筑波大学につきましては「国立大学法人筑波大学アーカイブズ」につきまして、本年4月1日から「国立公文書館等」としての運営を目指すということで利用等規則を定めたいと申しております、その内閣総理大臣からの同意に当たりまして、本委員会に諮問することとおるものでございます。

この2枚紙の次のページ、参考2をごらんいただければと思います。「国立公文書館等一覧」ということが記載されてございますが、その中で一番下の表、黒枠で囲っておりますけれども、「国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室」「国立大学法人筑波大学アーカイブズ」、これが4月1日から立ち上げるということになりますれば、全体としてこういう形で加わってくるということをイメージしておるものでございます。

以下、資料5-2及び5-3、大部の資料でございますけれども、資料5-2のほうが北海道大学につきまして、資料5-3に筑波大学につきまして、それぞれの利用等規則案がついてございます。その総理大臣への協議紙を頭にしておりまして、それぞれ規程案ということをつけてございますし、また、A3横長の紙で、この「国立公文書館等」に指定する際のガイドラインの規定例との比較表をそれぞれつけてございます。受け入れ、保存のルール、利用のルール、廃棄のルール、研修のルール、その他を定めるという形式でございます、ガイドラインにつきまして、それぞれの施設に不要なものを一部取り除くなど一定の独自の記載はございますけれども、それぞれガイドラインの規定から見ても適切なものと考えてございます。なお、当課の職員がそれぞれの大学にあらかじめ伺ひまして、当該施設の視察を行い、保存環境等などについても確認を行っているということをお知らせ申し上げます。

この資料の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○宇賀委員長 それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、御質問あるいは御意見等がございましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

それでは、この諮問事項である国立公文書館等の利用等規則案につきましては、委員会として了承することとしたいと存じます。

続きまして、議題6「『国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議ワーキンググループ』報告書（案）について」、内閣府より説明をお願いします。

○畠山課長 それでは、資料4-1及び資料4-2でございますけれども、主に資料4-1につきまして御説明させていただきますが、1点、経緯の御説明に当たりまして、資料4-2の後ろのほうに28ページという資料がございます。（参考資料4）と書いておるところでございますけれども、ここから御説明をさせていただきたいと思っております。

これは、昨年5月26日に衆議院の議院運営委員会新たな国立公文書館に関する小委員会というところで、この国立公文書館の新たな施設に関して御検討いただいているところでございますけれども、そこでの会議録を抜粋してきたものでございます。

その中で、真ん中のほうに書いてある3段落目ですけれども、「新たな国立公文書館の建設候補地については、可能な建設規模の見通しや周辺環境から、現時点では、中間取りまとめにおけるA案について調査を進めていきたい」と書いてございます。このA案というのは、憲政記念館の敷地と御理解いただければと思っております。

その次の段落でございますけれども、「本小委員会といたしまして、政府に対して、A案について基本的な計画の策定作業を開始し、今年度末を目途に、新たな国立公文書館に必要とされる諸室の規模、機能及び地質学的調査を含む敷地の概況等について報告を求める」云々という表記がございまして、今、お示ししようとしておりますこの調査検討会議のワーキンググループの報告というのは、この小委員会で求められた諸室の規模、機能について、取りまとめて整理したものでございます。これをもとに、今年度末を目途として、小委員会に再度報告する。

その下の段落でございますけれども、「小委員会としての最終判断をするために必要な報告を政府から受け、本小委員会として、建設候補地を決定いたしたい」とあるものでございますから、この取りまとめ内容その他につきまして、この衆議院の議運小委員会に報告し、建設地を決定していただくということを想定しているものでございます。そういう資料としてつくっているということで、御説明させていただきます。

中身につきましては、この調査検討報告書案という資料4-1、横長、A3のものでございますけれども、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議という老川祥一読売新聞最高顧問を座長とする有識者会議で議論しておったものでございます。

先ほど説明いたしました5月の衆議院の小委員会の意見を受けまして、調査検討会議の下に、その上のほうにちょっと書いておるのですけれども、展示・学習等ワーキンググループ、保存・利用支援等ワーキンググループという2つのワーキンググループを設けま

して、それぞれ、去年の夏から御議論いただいたところでございます。その御議論、あわせて、ワーキンググループで個別に2回、そして、合同ワーキンググループでも2回という議論を経まして、この両ワーキンググループとしての調査検討報告書案というものが取りまとめられて、先週の水曜日の調査検討会議親会議のほうに、報告の内容について説明があったということでございます。本日おつけしておりますのは、その先週の調査検討会議でつけられた資料でございます。

内容を簡単に御説明いたしますけれども、まず、現在、国立公文書館につきましては、左に東京本館、つくば分館と2つございますけれども、一定、その土地、なかなか広い土地ではないということもある制約などから、新たな機能を持った新施設を国会周辺につくるということでございまして、そうした流れの中で、先般、先ほど御説明しました小委員会の意見ということもあったわけでございますけれども、そうしたことから、国会周辺の敷地にいろいろな国立公文書館に必要とされる規模、機能というものがどうあるべきかということについて、改めて整理したというものでございます。

具体的な中身としましては、下のほうの大きな四角「基本的な考え方」というところから「諸室の整備方針」というところまで含んでいる四角のところでございます。そういう中身ということでございます。簡単に御説明いたしますと、まず、基本的な考え方としましては、3つ提示してございまして、新しい国立公文書館、「国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ『場』の提供」という考え方、「歴史公文書等の保存・利用等に係る取組推進の拠点としてふさわしい開かれた施設」という考え方、「デジタル化の進展を始めとする時代の変化を見据えた施設・設備の整備」という基本的な考え方、この3つを基本的な考え方として整理してございます。

その右でございますけれども、＜施設整備に当たって留意すべき点＞として、保存環境や安全性への配慮、快適・安全な空間の提供、災害・セキュリティ等への備え等々につきまして、留意すべき点として整理したものでございます。

以上、総論といたしまして、それ以下のところが各論でございます。それぞれ8つの基本的な機能が必要であると御提案いただきまして、展示機能、学習機能、調査研究支援、保存機能、修復、デジタルアーカイブ、情報交流、その他というものもありますけれども、そういう8つの機能を備えた施設ということが求められるという御結論をいただいたところでございます。

それぞれ展示機能であります。「新たな施設における活動展開の方針」の欄では「ここに来れば本物の文書に出会える」施設として原本を展示するというような活動展開の方針を示しまして、そのために必要な十分なスペースの確保、原本展示への配慮等々について御議論いただいたところでございます。また、学習機能につきましては、学生、生徒、あるいは社会学習といった幅広い層を対象とした多様な学習プログラムの提供ということを活動展開の方針としてお示ししていただいておりますし、調査研究支援でありますれば幅広い利用者、これから、今、研究者とか、学生とか、そういった方が中心かもしれ

ませんけれども、もう少し間口の広い調査研究を求める方々への充実したサービスの提供というようなことを記載してございます。

保存関係でございますと、受け入れ業務の集約、それから、保存・修復、デジタルの先端的な調査研究を行うセンター的機能ということで、そのために必要な数十年分の移管文書等の受け入れを見込んだ十分な規模の書庫の確保というような諸室の整備方針を記載していただいております。

その他、修復、デジタルアーカイブ、情報交流、この中には、広報のようなことも入ってきますけれども、そうしたことも含みまして、ここに書いてあるような機能あるいは施設、それぞれの整備方針ということをお議論いただいて、一番右の欄でございますけれども、そのために必要な面積を、それぞれの機能ごとに記載してございます。詳細は、御説明を省略いたしますけれども、一番下に合計の規模が書いてございまして、合計「42,000m²～50,000m²程度」ということで、新しい国立公文書館の施設に必要なこのワーキンググループとして希望する規模としまして「42,000m²～50,000m²」という数字をまとめていただいております。

また、それ以外にも「運営方針等」としまして、一番下のところでございますけれども、新たな施設に関する広報あるいは新たな施設の運営を支える人材ということについても記載してございます。

なお、これにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、先週の調査検討会議で内容を報告いたしまして、調査検討会議でも御議論いただきまして、その取り扱いにつきましては、老川座長一任という整理になっておりまして、次回3月にも開催予定のこの調査検討会議親会議におきまして、親会議としての報告書として、最終的に結論となるということ、現在のところ想定しているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○宇賀委員長 それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見等がございましたら、お願いたします。

三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 保存機能の関連施設の部分についてお伺いしたいのですが「数十年分の移管文書等の受け入れを見込んだ十分な規模の書庫の確保」ということで「18,000～25,600m²」と。現在の東京本館が、書庫部分が7,000平米ですから、この7,000平米にかわるものとして「18,000～25,600m²」というものが想定されているということで、まず、よろしいのでしょうか。

○畠山課長 現在の東京本館の取り扱いにつきましては、つくば分館も含めまして、その取り扱いをどうするのかということについては、まだ決定しておりませんが、考え方としましては、この書庫の部分、現在7,000、あるいはつくば分館であれば7,300というものが、それぞれ「18,000～25,600m²」という数字になるという基本的な考え方でございます。

○三宅委員 それから、今の保存の関係で申しますと、建物の地震に対する強度とか、津波に対する予防措置とか、その辺は具体的にどうということが想定されておるのでしょうか。

○畠山課長 詳細につきましては、また設計段階で具体的な検討を図っていくということになりますけれども、総論といたしましては、先ほども御説明いたしました、〈施設設備に当たって留意すべき点〉の中で「災害・セキュリティ等への十分な備え」ということを記載しておりまして、まずそれが、もちろんこの国立公文書館というのは、文書を保存して永久保存していくということが役割ですから、その部分は万全を期すということを目指していきたいと思っております。

○三宅委員 私の希望としては、例えばつくば分館とか東京本館、多分つくば分館のほうについてということをお願いしたいと思いますが、今のお話だと、つくば分館と東京本館の書庫部分を全部合算して、新しいところの「18,000～25,600m²」に入っているというお話のようにも承れたので、まだこれからだということですが、首都直下型の地震とか、大規模な震災による津波や火災とかということを見ると、分散管理も必要ではないかと思ひまして、できれば、つくば分館のようなものは残しておいていただく必要があらうかと。少なくとも、データベース上のものとしては2カ所に分けて置いておかないと、1カ所がだめになっても修復できるような形、これは東日本大震災のときに、各自治体で戸籍関係とか住民票関係のデータとか、その辺がなかなか修復が困難だったということもございましたので、せっかくデジタルアーカイブの機能等の充実も図られるということです、その辺を含めて分散管理型のものを少しお考えいただくことがよろしいのではないかと思います。

しかも、総面積が「42,000m²～50,000m²」ということで、建物の総容積はかなり高いと思われましても、この地域はたしか高さ制限があったように承ってまいりまして、そうしますと、この建物は恐らく地上に出ている部分よりも地下の部分がかかなり深いのではないかと思います。普通だと、今の東京本館も地下2階地上4階ですから、地上のほうが高いわけですが、今度は逆になりますし、一旦、そういうところに津波などの水が入ったりすると、これは修復がなかなか困難。しかも、地下6階までという話になると、そういうことになりますので、その辺のところの備えも万全なものにしていただかないと、我々の世代で、将来に何であのようなところにあのような深いものをつくったのだと言われられないような手当てを十分していただきたいと思っております。

○畠山課長 ありがとうございます。

おっしゃった点につきまして、恐縮ですけれども、資料4-2の4ページをごらんいただければと思います。まさにつくば分館あるいはそれ以外のセキュリティの観点からの分散という記述が4ページの(2)の3つ目の○のなお書き以下のところに、簡単ではございますけれども、こういった形で記載してございます。今、先生からいただいた御意見も踏まえまして、この報告書に基づいてしっかり検討していく必要があるのかなと思っております。

○宇賀委員長 三宅委員、よろしいでしょうか。

○三宅委員 はい。

○宇賀委員長 ほか、いかがでしょうか。

野口委員、どうぞ。

○野口委員 御説明をどうもありがとうございました。

改めまして、公文書の管理に関する法律を読み直しますと、その目的というのが、主権者である国民が主体的に利用し得る歴史的な文書であるということと、それから、国等有する諸活動を現在、将来の国民に説明する責務があるということが書かれております。今回御説明いただきました公文書館の機能のうち、ベースになる文書の保存や管理というところは、もうベーシックなものとして当然必要なものではあるのですが、それに加えて展示機能であるとか学習機能であるとか、恐らくこの部分は、きょういただいた資料4-1は新しい公文書館の面積になっているのですが、現在の公文書館の面積と比べると、本当に大きく変わる部分ではないかと思っておりますので、この形でよいものができることを非常に願っております。

1点、資料4-2に入れていただいている参考資料3で整理されている「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想（概要）」という資料の中には、公文書館の機能の一つとして人材育成の機能があるということが書かれておりまして、今回いただいた資料4-1は、恐らくスペースの話、建物のつくり方の話なので、この「人材育成」という言葉が、そのものは残っていないような気がするのですが、そこそこに、展示であるとか学習であるとか、それから、その他というところでまとめられている部分などに、恐らく公文書館が果たす人材育成の機能を担うスペースというものが出てくるはずだと思いますので、人材育成というものは非常に重要な公文書館の機能だと思いますので、こういうような表の中にも、可能であれば「人材育成」という4文字が出てくるとよろしいのかなという感想を持ちました。

以上です。

○畠山課長 ありがとうございます。

人材につきましては、資料4-2の中では、個別には最後のほう、20ページ以降に記載してございます。また、それぞれの機能の中にも、こういう人材について特に確保すべきだということがあれば書いてございます。後でも5年後見直しとの関係で人材の話も出てきますけれども、当然、新しい館をつくるだけではなくて、そこに入る人たちがしっかりと仕事ができるようにするということが極めて重要なことだと思いますので、しっかりと取り組んでいく必要があるかなと思っております。

ありがとうございます。

○野口委員 ありがとうございます。

○宇賀委員長 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは、議題の4「公文書管理法施行5年後見直しへの対応について」、内閣府より説明をお願いします。

○畠山課長 それでは、資料2につきまして、御説明したいと思います。

昨年3月に取りまとめていただきました5年後見直しを受けまして、公文書管理のあり方につきまして、歴史的資料がよりしっかりと保存されて移管されていくという方向に、あわせて、国立公文書館におきましても、より国民が利用しやすくなるという方向に、さらに公文書館に携わる各現場職員あるいは国立公文書館の職員にとりましても、効率を実感できるようにということも必要な観点かと思っております、そういう方策につきまして、これから各府省庁あるいは国立公文書館とも意見を交換しながらつくっていきたいと考えております。そのための現時点での考え方ということで、資料2-1、資料2-2で取りまとめておりますので、これに基づきまして、御説明させていただきます。

資料2-1をごらんいただければと思います。

全体で1. 2. 3. 4. 5. 6. の6つの中で、まず1つ目でございますけれども「1. 公文書の評価選別の質の向上等」というところでございます。

「(1) 評価選別の質の向上」でございますけれども、各府省庁の文書管理規則の基準でありますガイドラインにつきましては、これについて、移管すべき歴史性の判断について、若干、現状、記載が抽象的であるのではないかと、あるいは最新の時点をなかなか反映していないところもあって、現場レベル、各府省においても判断に困っているところがあるのではないかとというような御指摘もあります。そうしたことも踏まえまして、ガイドラインの追記等による改正を検討したいと思っております。

具体的なイメージを持っていただくために、このドッチファイルの資料につきまして、御説明させていただきます。ドッチファイルの資料の中にガイドラインがついておるのですけれども、その中で、例えばピンクの附箋がついているところがございます。別表第2「保存期間満了時の措置の設定基準」ということで「1. 基本的考え方」の後に【1】から【4】という、こういうものについては、保存期間満了後は国立公文書館等に移管するというように書いてあるものがございますけれども、これ自体は重要な考え方だと思っておりますが、これだけでありますと、なかなか各省の現場レベルだと、ここに本当にどういうものが当てはまるのかということ、もうちょっと整理できないかというような問題提起ももらっているところでございます。そうしたことも踏まえて、どういうことが可能かを考えていきたいと思っております。

また、次に、青の附箋のところ、その何ページか先でございますけれども、ごらんいただければと思います。これにつきましては、5年後見直しの中でも御議論いただいたところでございますけれども、歴史的に重要な政策事項というものにつきましては、移管が必要となるということで、幾つか例示を書いておるのですが、その例示が、もう少し現状に合わせて追加すべきものがあるのではないかと。最新の事象というものが必ずしも記載され

ているわけではございませんので、そういうこともあるのではないかとということを考えておきまして、主に今、申し上げたようなこと、もちろんそれ以外にもガイドラインとして改正すべきものがあるかもしれませんけれども、そういうことを改正の検討、具体的な改正を目指して検討を進めたいと思っているところでございます。

なお、それにつきましては、29年度にも改正をしたいと思っておりますけれども、一度やったらそれで終わりということではなくて、その後も情勢変化に応じてガイドラインの検証・評価を行って、結果を踏まえて必要な改正をするということを進めていきたいと思っております。

以上が1. の(1) のところでございます。

次に「(2) 各府省庁における公文書管理の改善」というところでございますけれども、各府省において行政文書ファイル等の保存期間が適切に設定されていないとか、組織の改廃があった場合にも、その引き継ぎが不十分な点があるという事例も見られるところでございます。そうしたことに対応するために、保存期間につきまして、細かいルール設定、課レベルでも、その課の業務内容に応じた適切な保存期間を定めるようなことについて周知徹底を図る、あるいは、その引き継ぎにつきましても、どういったことを考えないといけないのかということについて整理するというところを進めていきたいと思っております。

以上が、大きな1. のところでございます。

続きまして「2. 電子公文書の管理」のところでございます。これにつきましては「(1) 電子媒体における適切な保存」ということで、各省庁におきまして、長期保存に耐え得るファイル形式での保存を各府省が実施する必要があると思っておりますので、これにつきまして、周知徹底を図っていきたいと思っておりますし、電子中間書庫につきましても御議論いただいたところでございますけれども、海外事例につきまして、さらに調査をして、これを有識者の知見も踏まえたあり方の検討を進めていきたいと思っております。

次に「3. 人材育成・体制強化」、先ほどの新しい公文書館との関係でも御意見をいただいたところでございますけれども、この人材育成・体制強化ということも図っていくということでございます。

3つ柱を用意しておきまして、「(1) 各府省庁職員の能力向上」ということでございます。各府省庁の能力向上につきまして、今、どちらかというと、公文書管理担当職員を中心とした研修というように行われているところでございます。これをでき得れば全職員を含めた研修ということで、なかなか実地の研修ということは難しいところもあるかもしれませんが、電子的な研修、eラーニングと呼んでおりますが、こういうことを使って、全ての職員に対して公文書管理について研修してもらうというようなことを模索していきたいと考えているところでございます。

また、なかなか地方支分部局につきましては、実際のところ、取り扱っている文書量という意味ではかなり多いのですけれども、我々としても研修になかなか手が及ばないところ

ろもありますものですから、サテライト研修といったような形式も模索していきたいと思っていますところでございます。

以上が（１）でございます。

それから「（２）公文書管理に関する専門職員の各府省庁への配置」ということでございます。各府省庁の文書管理の実際の現場において、公文書管理の専門家を派遣するということを進めていきたいと思っております。具体的な取り組みとしましては、試行的にはありますけれども、国立公文書館から内閣府、これは内閣府の文書管理の現場という意味であります。そうしたところに職員を派遣してみるということを行ってみまして、その結果、どういう効果があらわれたかというようなことを検証してみたいと思っております。

それを受けまして、さらに、各府省庁へ広がっていく。そのために、例えばその役割をどう明確化していくかとか、あるいは組織上の位置づけとか、そうしたことについても検討していく段取りに進みたいと思っております。

以上が「（２）公文書管理に関する専門職員の各府省庁への配置」でございます。

次のページ「（３）公文書館等の人材育成及び体制強化」というところでございます。現在、国立公文書館におきましては、先ほどの問題意識とも重なるところではありますけれども、専門職員の質的、量的な確保、拡充という観点から、まずは専門職員、アーキビストと呼ばれる職員の、どういう仕事をするのかということについての「職務基準書」というものをつくる作業を行っております。これにつきましては、国立公文書館とそれぞれの関係団体あるいは大学、そういったところとも連携をとりながら進めていく必要があると思っておりますけれども、まずは、その専門職員の「職務基準書」というものをつくりまして、それを人材の育成確保につながるような有効活用方を検討するというようにしております。具体的な取り組みとしましては、その「職務基準書」を踏まえた研修を整備する。２つ目でございますけれども、単位の認定等につなげていく。そのために、大学等の協力体制を構築するというところでございます。最終的には、信頼性・専門性を確保するために認証制度ということも検討していきたいと考えているところでございます。

以上が「（３）公文書館等の人生育成及び体制強化」でございます。

「４．特定歴史公文書等の利用」でございます。

これにつきましては、それぞれ「（１）特定歴史公文書等の利用サービスの充実」ということで、アンケート調査を引き続き行うなど、取り組みを進めていきたいと思っております。

「（２）利用審査事務の効率化」につきましても、議論の状況に十分配慮しながら、取り組みを進めていくということでございます。

また、特定歴史公文書等不服審査分科会、３名の先生方にも御参加いただいているところでございますけれども、これにつきましても、業務の効率化という観点からも取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

次のページ「(4) 国立公文書館等への指定の改善」、先ほども2件の例につきまして御説明申し上げましたけれども、そのガイドライン自体も時代の変化等も踏まえまして、現行のガイドラインの個別具体的な問題点を抽出して、改正を進めていきたいと考えているところでございます。

「5. 地方公共団体の文書管理に対する支援」ということでございまして、地方公共団体に公文書館をつくっていただく、あるいは公文書管理担当の組織をつくっていただくということについて、なかなか我々のほうから直接何か行うことというのは難しいところもございすけれども、以下に書いているような取り組みを進めることによって、地方公共団体の取り組みを進めていきたいということでございます。

まずは、実は来年、平成30年が明治150年に当たるということでございまして、政府全体として、明治150年を記念して明治期のさまざまな取り組みについて、今から活動された人材でありますとか、建物でありますとか、そうしたものをしっかりと今に伝えていく必要があるという観点からの取り組みを行っているところでございすけれども、そうしたことをきっかけといたしまして、明治150年関係で、明治期の公文書あるいはそれ以外の資料も含めて保存・管理してあるものを、展示会等を開催するというようなことをしていただけるということを願っているところでございます。

また、あわせまして、デジタルアーカイブ化推進への助言ということで、それが整備されますと、国立公文書館とあわせて、一括検索等が可能になるような仕組みをつくっていききたいと思っております。

また、公文書管理に関する講演会等も行っていきたいと思っておりますし、一番下の○では、優良事例ということで、すぐれた取り組みを行っております地方公共団体の紹介とか、そうしたものもしていったら、他の地方公共団体にも広げていくということもやっていきたいと思っております。

以上が、地方公共団体への支援ということでございます。

なお、最後に「6. その他」ということで、公文書館管理を担当している職員の、もし職務負担感みたいなものがあるとするれば、それを軽減するための取り組みというものを、不断に行っていきたいと考えてございます。

以上が資料2-1でございまして、資料2-2につきましては、スケジュール案として、今、御説明したものをそれぞれ取りまとめたものでございますので、これもあわせてごらんいただければと思います。

私からの説明は以上でございす。よろしく願いいたします。

○宇賀委員長 それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問あるいは御意見等がございましたら、お願いいたします。

三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 先ほど1. の(1)の<具体的取組>の中の最初の○の・の2つ目ですか。「歴史的に重要な政策事項の追加等」というところは、このブルーの附箋のついたところ

だという御指摘がございましたが、確かに具体的な項目が例示されておると、非常にそれに準ずる形で残したほうがいいのではないかと思います。現場の職員の方々の便宜にもかからないので、なるべくそこを膨らませていただくというか、詳しく書いていただく。その際に、従前の移管の適切な事例のようなものも書いていただくと、過去、あの時代にはこういうものが保存されていたのだなということがわかれば、それと同じような仕事をしてきたのだから、これは残したほうがいいだろうというような類推ができるであろうと思いますので、そのあたりの具体的な事例の記載を特にお願いしたいと思います。

それから「(2) 各府省庁における公文書管理の改善」のことで、少し電子文書の管理ないし電子中間書庫との兼ね合いで、特に注文しておきたいことがございます。電子文書の管理が非常に立ちおくれた例ないし、文書管理についての職員の認識が余り徹底されていないというようなことの事例は、この1年余りを見ても、いわゆる内閣法制局における集団的自衛権行使容認についての閣議決定に係る想定問答、このデータが保存すべき公文書に該当するかどうかという判断で、情報公開・個人情報保護審査会がせんだって重要な決定を出されております。これはまさに法制局の長官まで上がらなくても、次長まで上がったものは組織共用文書ということになって、情報公開法の対象となる行政文書であるし、公文書管理法に基づく4条の意思決定の過程にかかわる重要な公文書ということになりますので、これを保存しなければいけないという形になります。

その場合に、例えば紙媒体を廃棄するという、仮にそういう判断をしても、電子データがどこかに残っているということになりますと、この電子データそのものも組織共用文書に該当しますから、当然情報公開法や公文書管理法の対象になるということが、なかなか徹底されていない部分があるのではないかと。

電子公文書の保存ということをごまかすのかということの統一的な基準が立ちおかれているものですから、せんだっての南スーダンの日報を廃棄したということで、情報公開請求については不開示決定処分がなされたにもかかわらず、サーバーの中のどこかにあるのではないかと、探さないかと、河野太郎元公文書担当大臣ですから、その辺はよくわかりだったと思うのですが、そういうアドバイスによって探してみたところ、出てきた。これは電子データを公文書として扱うという認識がかなり薄いのではないかなと思います。職員の人材育成の中では、特に徹底されるべきことだと思います。同時に、電子公文書をどう管理するのかということ、早急にきっちりしたものを提示しないと、私としては、現場が混乱しているのではないかと感じるのです。

特に、防衛省の情報公開・個人情報保護審査会の答申実例などをずっと見ても、例えば印刷物などに必要なデータを送って、それで印刷できるような文書になったものについては、電子データは全て廃棄している、そういうことで電子データは文書不存在の決定というものが出ていて、それはやむを得ないという判断が、随分、毎年のもを見てみると多くて、ルーチンとして電子文書をかなり廃棄するという作業がなされているのではないかと、かねてよりこれはすごく気にはなっていたのです。

でも、今回の現場の現象を見ると、まさにそれが現場で電子文書として残すということが徹底されていなかったことで、いろいろな問題になっていると思いますが、これは大臣などの政治責任の問題というよりは、システム上、電子文書についての保存・管理が十分できていないという我が国の一番弱いところだと思いますので、この辺は、この5年後見直しの対応策の中で電子公文書の管理、保存と、しかも、それを電子中間書庫のような形で保管しておく。ここにとにかく必要な決裁を得るまでに検討したような意思形成にかかわる重要なデータを置いておけば、これで職員としては安心できるという、そういうような構造にもかかわってくると思いますので、そのあたりのところを十分、しかし早く、この辺を進めていく必要があるのではないかと思うところであります。

「5. 地方公共団体の文書管理に関する支援」のところでございますけれども、これは人材育成の部分と兼ね合うと思うのですが、確かにこの「3. 人材育成・体制強化」のほうは「(1) 各府省庁職員の能力向上」ということで国の役所が対象になってはいますが、今、条文を探して、すぐに出てこないのですが、地方の公文書館等の中で専門職をしばらく置かなくていいという暫定措置がとられていまして、それがたしかそのままになっておりますね。こここのところは、例えば私や野口さんもたしかそうですが、国立公文書館の研修の講師で派遣されていくと、そこには自治体の職員の方も何名か見えていらっしゃいますけれども、あの規模のものだけで何名か、数えても10名にならないぐらいの自治体職員に対する研修では、なかなかその暫定的な措置というのは、まだ解除できないと思いますので、自治体の職員もできる限り、例えば国立公文書館における研修等に参加していただくための便宜を何か図っていただく必要があるのではないかと。私どもは、研修に行くだけで、どういう費用とか、そういうもので成り立っているのかは存じ上げないのですが、見る限りでは、なかなか関心の高い自治体においては熱心にやっておりますが、全国の自治体全て見ると、そのような十分なものではないということになりますので、その辺の人材育成、先ほど野口委員からも出ましたけれども、自治体におけるそういう人材育成も視野に入れた部分を少し入れていただきたいと思います。

最後に、実は、国立公文書館には民間からの文書の移管・寄贈という方法がありまして、それでたしか特定非営利活動法人のほうの、それを推進していた民間の市民団体が、国立公文書館にその文書類を移管しようとしたのですけれども、そのファイルの中に新聞の切り抜きなどがかなりあると。そうした場合に、著作権の問題があって、著作者である各出版社の全ての同意がないと寄贈できないというところで、ここで暗礁に乗り上げていて、それで今、各新聞社等にお願いの手続とかをしているのですが、初めてのケースなので、全然遅々として進まないというようなことが実はあります。これは著作権法の公表権と複製権のところでは情報公開や公文書管理法に基づく利用請求に基づく開示の手続の際には同意みなし規定というものを入れましたけれども、著作物の譲渡についても、国立公文書館に移管する際には同意したもののみならずような規定、これは著作権法の学会なり、著作権法の審議会なり、あるいは文科省との調整もあると思います。それを早く進めていただく

と、寄贈の手続がスムーズにいくのではないかと思います。これは多分、法改正を視野に入れたほうがいいのではないかなと、今、現場で見ているところでございます。

大臣がお見えになりましたので、先ほど電子公文書の管理については特に進めていただきたいということを言いましたので、後ほど現場から聞いていただければと思います。

以上でございます。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

今、三宅委員からもこのファイルの水色の附箋のところの、特に重要な政策事項の例示の話がございました。確かにこれを見ると随分古くなってしまっていますね。その後の重要なものが抜けています。

この資料2-1の1.の(1)のところで、先ほど御説明ありましたように、ガイドラインについて、改訂したらそれで終わりということではなくて継続的に見直しをしていく、それは非常に大切なことだと思います。そこで、この公文書管理委員会も、毎年この時期にその施行状況についての御報告を受けるということで、必ず毎年度開かれていますので、そのときに公文書管理委員会の皆様から、こうした特に重要な政策事項で追加することがないかの御意見を伺うということにして、恒常的にその見直しが行われていくようなことも有益ではないかと思います。

ほか、いかがでしょうか。

野口委員、どうぞ。

○野口委員 三宅先生に全てまとめていただいたような気はするのですが、今、宇賀先生からもお話のあったガイドラインの見直しは、ぜひ進めていただきたいということで、諸般の事情で、時期や、なるべく早くとかという事情はあるのかもしれませんが、いろいろな有識者の、例えば歴史の研究をされている方とか、実際にユーザーの立場からよく使われている方とか、なるべくいろいろな方の意見を聞きながら、使いやすい、わかりやすいガイドラインに見直しをいただけたらと期待をしております。

もう一点、今、資料2-2の4というところの(3)で、三宅先生ともお仕事を御一緒させていただいておりますけれども、「(3) 特定歴史公文書等不服審査分科会の調査審議の効率化」という、ここだけ右側に矢印がないのでありますが、ぜひ矢印を入れていただきたい。ここは働き改革という言葉がさっき出ていたのですけれども、恐らく公文書管理課の職員の方の働き改革という点でも、それから、公文書館の職員の方の働き改革という点でも非常に大きく変わる点ではないかと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

以上です。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

保坂委員、どうぞ。

○保坂委員 これまでの他の委員の先生方の御発言に賛成するところです。

重複を避けたいと思いますので、私のほうで一点だけ注目させていただきたいのですが、資料2-1の中の大きな3.が「3. 人材育成・体制強化」となっておりますけれども、恐らく「(1) 各府省庁職員の能力向上」と「(2) 公文書管理に関する専門職員の各府省庁への配置」、ここのところが公文書管理体制の強化というところで、(3)のところが人材育成なのだと思います。この中で、特に(2)のところが、内閣府に試行的に国立公文書館から専門職員を派遣する。いわばパイロットプロジェクトになっているわけです。私は、これを実際にやってみますと、現場では相当の試行錯誤が出てくるだろうというように想像していて、この資料にもあるように、その結果を踏まえて、検証して、その後、他の行政機関等に専門職員を派遣していくときの業務、権限、法的位置づけ等について検討するというようになっている。つまり、公文書管理体制の取り組みの骨格というか、背骨をつくっていくところのパイロットプロジェクトですので、ここをぜひ大事なものと考えて、できるだけ速やかに取り組んでいただけないかと思った次第です。

手元には、このスケジュール案が出ていて、資料2-2ですが、大きな3の(2)の上の段で、このプラン、スケジュールが出ておりますけれども、29年度の間はずっと調整をし、30年度に配置を実施し、そして、31年度に検討し、32年度にうまくいけば他省庁への配置をするというおおむね4年間。しかも、実際の配置が次の4月ではなく、さらに次の4月からとなっているのですけれども、先ほどのような趣旨から、できるだけ速やかに検討して、できるものは前倒しをしながら大事に進めていただきたいと思いますと考えた次第でございます。

以上でございます。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、議題5「平成27年度における公文書等の管理の状況について」、内閣府より説明をお願いします。

○畠山課長 資料2につきまして、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。それぞれしっかりと踏まえて取り組みたいと思います。

資料3を御説明させていただきます。「平成27年度における公文書等の管理等の状況について」ということでございます。

公文書管理法の規定によりまして、内閣総理大臣が、毎年度、各行政機関あるいは法人の公文書管理の状況を取りまとめて、概要を公表するというようにされております。また、国立公文書館等に移管した文書の利用等状況についても、毎年度取りまとめることになっておりまして、この規定をもとに、毎年度こうした状況報告を行っているものでございます。

資料3でございますけれども、ポイントのところでございます。「1 行政機関における行政文書の管理の状況」ということで、1,800万ファイル余ということでございます。前

年度から8.8%ということをごさいますして、保存期間満了時の措置設定分、レコードスケジュールの設定ということでは、93.8%と着実に増加してごさいます。

次の表でごさいますけれども、平成27年度に保存期間が満了した文書ファイルのうち、移管とされたものが0.3%ということをごさいますして、前年度0.4%に比べてやや減少してごさいます。若干、外務省等で資料の移管が前年に比べて少なかったということがあるように承知してごさいます。

次のページでごさいますけれども、上のほうの表、紛失等事案、不適切な文書管理の件数ということで、これにつきましては、残念ながら26年度に比べて多い数字が出てごさいますして、特に国税庁等におきまして、むしろ26年度が平年より少なかったようでごさいますけれども、例年に比べて件数が多かったというデータが出てごさいます。

以下、「2 独立行政法人等における法人文書の管理の状況」とごさいますけれども、こちらにつきましては説明を省略させていただければごさいます。よろしくごさいます。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がごさいますしたら、ごさいます。

特によろしいでしょうか。

三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 先ほど申しました移管等の受け入れの状況というのが冊子の95ページにあって、民間その他の団体からの寄贈・寄託が2,929件で、6.3%ということをごさいますけれども、地方公共団体からの寄贈・寄託はなかったという点なのではごさいますけれども、これは、地方公共団体では独自につくっていただくという方向でいくのか、積極的に寄贈・寄託を受け入れていくのか、そのあたり、少し方向性を出しておく必要があるのではないかとごさいます。

それから、先ほど申しました2,929件の寄贈・寄託が、これは質問にも関連ごさいますし、きょう、もしすぐにお答えていただけてごさいますなくても追って御報告いただければごさいますけれども、先ほど申しました著作物の処理の関係がどうなごさいますているか少し調べていただければ、今後の我々の考え方の整理にも結びつくところだろうとごさいます。とりわけ6.3%が多いのか少ないのか、そのあたりも少し検討したいとごさいますので、もう少し詳細なものを御報告いただければごさいます。

○宇賀委員長 畠山課長、どうぞ。

○畠山課長 その点、ごさいます。現在は詳細なデータを持ってごさいますので、改めて調査ごさいますさせていただきます。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

保坂委員、どうぞ。

○保坂委員 資料3の2ページ目の一番上のところには、紛失等事案、不適切な文書管理の件数は212件で、前年度比で60%増となっております。この公文書管理法がそもそもどういう経緯で制定されたかということを考えますと、2007年度中心に行政機関における文書の不適切な取扱事例があって、年金記録問題等、さまざまなものがあったのですが、そういうものに手を当てて、課題を解決していくために、この公文書管理法が出てきたと認識しております。そういう点では、この表にあらわれるような数値が改善されていない、改善されている傾向が見えてこないというのは大変残念なことで、一層の取り組みが必要だと思っております。そういう点で、公文書管理課のほうなどで鍵となるポイントとか、あるいはこういう点をもっとやっていけばということと日常の業務の中で何かお感じになっていることがあったらそういうことも聞かせていただきたいと思いますので。

公文書管理法5年見直しの対応案がきょう出てきていて、ここでも審議させていただきましたので、それをきちんとやっていくということが大事なのだと思いますが、一方、日常的な業務の中で何か見聞きしておられて、御存じのことなどがもしあるならば、何かこの機会にお聞かせいただきたいと思いますので次第でございます。

○畠山課長 当該事例に関するというもので必ずしもないかもしれませんが、何かこの事例についての言いわけというわけではないのですが、やはり文書の保存量が多い、あるいはそれに関して、文書管理に係る作業量が多いというところにつきましても、なかなか対応するのが業務量的にも大変だという御意見もあるところでございます。もちろんそれだからといって、こういうことが発生していいということにはならないのですけれども、私どもとしては、そのために日常的な業務改善もしないといけないと思っておりますし、先ほども御説明させていただきましたけれども、ふだんから人材育成あるいは職員の質の向上ということで、しっかりと研修等も、もうちょっと地方の現場へのサテライト研修なども図って行って、現場レベルでも一層そういう問題意識を持っていただくようなことを取り組んでいかなければいけないと思っております。

○保坂委員 ありがとうございます。

○宇賀委員長 総務省の行政評価局も行政評価・監視の一つのテーマとして、この公文書管理法の施行状況の問題は取り上げるということですので、その調査結果などもこちらにまたフィードバックしていただければ、ここでの議論に資するかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に松本副大臣から一言いただきたいと思います。

○松本副大臣 公文書担当の副大臣をしております、松本洋平と申します。

委員の皆様方には大変活発な御議論をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思っております。本当にありがとうございます。

公文書管理法施行以来、各府省庁におきまして、公文書の適切な管理に取り組み、大局的には定着しつつするとは思いますが、ただ、まだまだ改善をしなければならない点も多くあるというのが事実だと思っております。

また、本日御報告をいたしましたとおり、新たな国立公文書館につまましての議論が、現在、進展をしております。施設の充実と同時に、実際にそこに公文書管理の質を高めていくということがなければいけないと思っております。そのためには、関係府省庁の理解、そして、レベルアップはもちろんでありますけれども、公文書管理というものが、実は民主主義の根幹を支える極めて重要な仕組みだということを、改めて国民の皆様にも御理解をいただくということが大変重要なことだと私自身、認識をしております。

委員の皆様方におかれましては、政府の取り組みに対しまして御助言をいただきたいと思えますし、また、行政課題の変化並びに、時代が変化をしてくる中で、この公文書管理のあり方もまた変わってくる部分があるかと思えます。ぜひ、この公文書管理のあり方につままして、引き続き高い御見識の中から御助言を賜り、御議論をいただきたいと思っております。

私も担当副大臣といたしまして、委員の皆様方と一緒にしまして、より適切な公文書管理の実現に向けて取り組んでまいりますので、どうぞ今度ともよろしくお願いを申し上げまして、私からの最後、御挨拶とさせていただきます。

どうもきょうはありがとうございました。

○宇賀委員長 松本副大臣、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第53回「公文書管理委員会」を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして、活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。